

改正	昭和五三年 四月 一日規則第一八号	平成 九年 三月三十一日規則第二九号
	平成一一年一二月二八日規則第八九号	平成一六年一二月一〇日規則第一七四号
	平成一七年 三月 七日規則第二五号	平成一八年 三月一〇日規則第一五号
	平成二一年 三月二四日規則第一五号	平成二二年 四月二三日規則第三五号
	平成二三年 三月三十一日規則第七一号	平成二四年 三月三〇日規則第二五号
	平成二七年 三月二七日規則第一四号	

千葉県立都市公園条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、千葉県立都市公園条例（昭和三十五年千葉県条例第十四号。以下「条例」という。）に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(行為許可申請書等の様式)

第二条 条例第四条第二項又は第三項に規定する都市公園（以下「公園」という。）における行為の許可又は許可を受けた事項の変更の許可の申請は、公園内行為許可申請書（別記第一号様式）又は公園内行為許可事項変更許可申請書（別記第二号様式）正副二通により行なうものとする。

(点字による申請)

第二条の二 前条の規定にかかわらず、視覚障害者は、同条に規定する申請書に代えて当該申請書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。この場合において、提出する文書は、正本一通とする。

追加〔平成九年規則二九号〕

(公園施設設置許可申請書の様式等)

第三条 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号。以下「法」という。）第五条第一項に規定する公園施設の設置若しくは管理の許可又は許可を受けた事項の変更の許可の申請は、公園施設設置許可申請書（別記第三号様式）公園施設管理許可申請書（別記第四号様式）又は公園施設設置（管理）許可事項変更許可申請書（別記第五号様式）正副二通により行うものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 公園施設の設置の場合には次に掲げる書類

イ 設計書及び仕様書

ロ 位置図、平面図、立面図、断面図、構造図、意匠配色図その他行為の施行方法の表示に必要な図面

ハ 施設設置経費概算書

ニ 事業計画書及び収支概算書

ホ 供用及び管理に関する計画書

ヘ 申請者が法人の場合には、定款、寄附行為又は規約、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定を証する書類

ト 法人格のない組合にあつては、組合契約書の写し及び許可申請に関する意思決定を証する書類

二 公園施設の管理の許可申請の場合には、前号ニからトまでに掲げる書類

三 公園施設の設置又は管理の許可事項を変更しようとする場合において前各号に掲げる書類の記載事項に変更があるときは当該変更に係る事項を記載した書類

一部改正〔平成一六年規則一七四号・一七年二五号〕

(公園占用許可申請書の様式等)

第四条 法第六条第二項及び第三項に規定する公園占用の許可又は許可を受けた事項の変更の許可の申請は、公園占用許可申請書（別記第六号様式）又は公園占用許可事項変更許可申請書（別記第七号様式）正副二通により行なうものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 占用許可の場合には、設計書、仕様書及び図面

二 占用の許可を受けた事項を変更しようとする場合において、前号に掲げる書類の記載事項に変更があるときは、当該変更に係る事項を記載した書類
(許可更新の手續)

第五条 公園施設の設置及び管理の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の一月前に、許可更新申請書(別記第八号様式)正副二通を知事に提出しなければならない。

2 占用の許可を受けた者が、当該許可を更新しようとするときは、許可期間終了の十五日前に、許可更新申請書(別記第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(軽易な変更事項)

第六条 条例第九条に規定する軽微な改装で知事が定めるものは、次のとおりとする。

一 工作物その他の物件又は施設(以下「工作物等」という。)の内部の塗装又は工作物等の外部の色彩を変えない塗装

二 工作物等の構造を変えない修繕

三 工作物等の主要構造部に影響を与えない内部の模様替

一部改正〔平成一六年規則一七四号〕

(公示の場所)

第六条の二 条例第十一条の三第一項第一号に規定する規則で定める場所は、県庁前の掲示場及び保管した工作物等の放置されていた公園を管理する土木事務所の掲示板とする。

追加〔平成一六年規則一七四号〕、一部改正〔平成二三年規則七一号〕

(保管工作物等一覧簿の様式)

第六条の三 条例第十一条の三第二項に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の二とする。

追加〔平成一六年規則一七四号〕

(保管工作物等一覧簿を備え付ける場所)

第六条の四 条例第十一条の三第二項に規定する規則で定める場所は、県土整備部都市整備局公園緑地課とする。

追加〔平成一六年規則一七四号〕、一部改正〔平成二三年規則七一号〕

(売却の手續)

第六条の五 条例第十一条の五第二項に規定する工作物等の売却の手續は、千葉県財務規則(昭和三十九年千葉県規則第十三号の二)の規定の例による。

追加〔平成一六年規則一七四号〕

(受領書の様式)

第六条の六 条例第十一条の六第一項に規定する規則で定める様式は、別記第九号様式の三とする。

追加〔平成一六年規則一七四号〕

(損失補償の請求手續)

第七条 法第二十八条第一項の規定により損失の補償を請求しようとする者は、損失補償請求書(別記第十号様式)に証拠書類を添付して知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成一六年規則一七四号〕

(届出)

第八条 次の各号に掲げる条例第十二条に規定する届出は、七日以内にそれぞれ当該各号に掲げる届出書により提出するものとする。

一 公園施設の設置に関する工事を完了したとき。公園施設設置工事完了届(別記第十一号様式)

二 公園の占用に関する工事を完了したとき。公園占用工事完了届(別記第十二号様式)

三 公園施設の設置若しくは管理をやめたとき。公園施設設置(管理)廃止届(別記第十三号様式)

四 公園占用をやめたとき。公園占用廃止届(別記第十四号様式)

五 公園を原状に回復したとき。公園原状回復届(別記第十五号様式)

六 公園内における監督処分に伴う工事を完了したとき。公園内における監督処分に伴う工事の完了届(別記第十六号様式)

(指定管理者の指定の告示)

第九条 知事は、条例第十四条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

追加〔平成一八年規則一五号〕

(利用の承認を要する施設)

第十条 条例第十四条の三第一項に規定する規則で定める施設は、別表第一上欄に掲げる都市公園の公園施設のうちそれぞれ同表下欄に掲げる公園施設とする。

追加〔平成一八年規則一五号〕

(利用の申込み)

第十一条 条例第十四条の三第一項の承認を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、公園施設利用申込書（別記第十七号様式）を指定管理者に提出してその承認を受けなければならない。

追加〔平成一八年規則一五号〕

(利用の承認)

第十二条 指定管理者は、前条の申込みを承認したときは、公園施設利用承認書（別記第十八号様式）により、直ちにその旨を申込者に通知するものとする。

追加〔平成一八年規則一五号〕

(利用の取消し及び変更)

第十三条 利用の承認を受けた者は、その利用を取り消し、又はその内容を変更しようとするときは、直ちにその旨を指定管理者に申し出なければならない。

追加〔平成一八年規則一五号〕

(休業日等)

第十四条 公園施設の利用時間及び休業日は、別表第二のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けてこれを変更することができる。

2 千葉県立幕張海浜公園の駐車場（千葉市美浜区美浜及び豊砂の区域に限る。）及び千葉県立八千代広域公園の駐車場についての前項の規定の適用については、同項中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事が特に必要があると認めるときは、」とする。

追加〔平成一八年規則一五号〕、一部改正〔平成二二年規則三五号・二四年二五号・二七年一四号〕

(知事が管理する場合の特例)

第十五条 条例第十四条の十一第一項の規定により、知事が都市公園の管理の業務の全部又は一部を行う場合において、当該業務に第十一条から前条までに規定する業務のいずれかが含まれるときにおける第十一条から前条まで並びに別記第十七号様式及び第十八号様式の規定の適用については、第十一条から第十三条までの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条の規定中「指定管理者が特に必要があると認めるときは、知事の承認を受けて」とあるのは「知事が特に必要があると認めるときは、」と、別記第十七号様式中とあるのはと、「利用料金」とあるのは「使用料」と、別記第十八号様式中とあるのはと、「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者に」とあるのは「知事に」とする。

2 条例第十四条の十一第七項の規定による規則で定める場合及び規則で定めるものは、別表第三のとおりとする。

追加〔平成二一年規則一五号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年四月一日規則第十八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年三月三十一日規則第二十九号）

この規則は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成十一年十二月二十八日規則第八十九号）

(施行期日)

1 この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十六年十二月十日規則第七十四号）

この規則は、千葉県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成十六年千葉県条例第六十六号）の施行の日から施行する。

附 則（平成十七年三月七日規則第二十五号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前のそれぞれの規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（平成十八年三月十日規則第十五号）

（施行期日）

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行前に、改正前の千葉県立都市公園条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（準備行為）

3 改正後の千葉県立都市公園条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第九条の規定による指定管理者の指定をした旨の告示は、この規則の施行前においても行うことができる。

4 前項の規定により指定管理者の指定をした旨の告示を行う場合の改正後の規則第九条の規定の適用については、同条中「条例」とあるのは、「千葉県立都市公園条例の一部を改正する条例（平成十七年千葉県条例第九十六号）による改正後の条例」とする。

附 則（平成二十一年三月二十四日規則第十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年四月二十三日規則第三十五号）

この規則は、平成二十二年四月二十六日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日規則第七十一号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十五号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十七年三月二十七日規則第十四号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

別表第一（第十条）

都市公園の名称	公園施設
千葉県立富津公園	屋内プール（専用使用する場合に限る。） 多目的運動広場（専用使用する場合に限る。） 野外劇場
千葉県立蓮沼海浜公園	野球場 サッカー場
千葉県立館山運動公園	野球場 庭球場 多目的運動場（専用使用する場合に限る。） 少年野球場 体育館（専用使用する場合に限る。）
千葉県立青葉の森公園	公園センター（会議室を使用する場合に限る。） つくしんぼの家（専用使用する場合に限る。）
千葉県立幕張海浜公園	茶室
千葉県立柏の葉公園	体育館（専用使用する場合に限る。） 公園センター（会議室を使用する場合に限る。）

	茶室 総合競技場（専用使用する場合に限る。） 庭球場 野球場
千葉県立北総花の丘公園	花と緑の文化館（会議室を使用する場合に限る。）
千葉県立長生の森公園	野球場 庭球場 ゲートボール場

追加〔平成一八年規則一五号〕、一部改正〔平成二四年規則二五号〕

別表第二（第十四条）

都市公園の名称	公園施設	利用時間	休業日
千葉県立富津公園	屋内プール	午前九時から午後九時まで	月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第三条に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	屋外プール	午前九時から午後五時まで	七月第三土曜日から八月三十一日までを除く毎日
	多目的運動広場	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	野外科劇場	午前九時から午後九時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
千葉県立蓮沼海浜公園	野球場	午前九時から午後五時まで	十二月二十九日から一月三日まで
	サッカー場	午前九時から午後五時まで	十二月二十九日から一月三日まで
千葉県立館山運動公園	野球場	午前九時から午後五時まで（四月から九月までの期間は、午前五時から午後七時まで）	十二月二十九日から一月三日まで
	庭球場	午前九時から午後九時まで（四月から九月までの期間は、午前五時から午後九時まで）	十二月二十九日から一月三日まで
	多目的運動場	午前九時から午後五時まで（四月から九月までの期間は、午前五時から午後七時まで）	十二月二十九日から一月三日まで

	少年野球場	午前九時から午後五時まで（四月から九月までの期間は、午前五時から午後七時まで）	十二月二十九日から一月三日まで
	体育館	午前九時から午後九時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
千葉県立青葉の森公園	公園センター	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	つくしんぼの家	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	駐車場	午前八時三十分から午後五時三十分まで	十二月二十九日から一月三日まで
千葉県立幕張海浜公園	日本庭園	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	茶室	午前九時から午後九時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	駐車場	午前八時三十分から午後五時三十分まで	十二月二十九日から一月三日まで
千葉県立柏の葉公園	体育館	午前九時から午後九時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	貸ボート施設	午前九時三十分から午後四時三十分まで	休日を除く月曜日から金曜日まで及び十二月一日から二月末日まで
	公園センター	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	日本庭園	午前九時から午後五時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	茶室	午前九時から午後九時まで	月曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日）及び十二月二十九日から一月三日まで
	総合競技場	午前九時から午後五時まで（専用使用する場	月曜日（その日が休日に当たるときは、その

		合は、午前九時から午後九時まで)	翌日)及び十二月二十九日から一月四日まで
	庭球場	午前九時から午後九時まで(照明施設のない庭球場は、午前九時から午後五時まで)	月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び十二月二十九日から一月三日まで
	野球場	午前九時から午後五時まで(四月から九月までの期間は、午前九時から午後七時まで)	月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び十二月二十九日から一月三日まで
	駐車場	午前八時三十分から午後九時十五分まで	十二月二十九日から一月三日まで
千葉県立北総花の丘公園	花と緑の文化館	午前九時から午後五時まで	月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び十二月二十八日から一月四日まで
	駐車場	午前八時三十分から午後五時三十分まで	十二月二十八日から一月四日まで
千葉県立長生の森公園	野球場	午前九時から午後五時まで(四月から九月までの期間は、午前五時から午後七時まで)	月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び十二月二十九日から一月三日まで
	庭球場	午前九時から午後五時まで(四月から九月までの期間は、午前五時から午後七時まで)	月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び十二月二十九日から一月三日まで
	ゲートボール場	午前九時から午後五時まで(四月から九月までの期間は、午前五時から午後七時まで)	月曜日(その日が休日に当たるときは、その翌日)及び十二月二十九日から一月三日まで
	駐車場	午前八時から午後十時まで	十二月二十九日から一月三日まで

追加〔平成一八年規則一五号〕、一部改正〔平成二二年規則三五号・二七年一四号〕

別表第三(第十五条第二項)

行事等	施設
県民の日	千葉県立富津公園(屋内プールに限る。) 千葉県立館山運動公園(野球場、庭球場、少年野球場及び体育館のうち競技場に限る。) 千葉県立青葉の森公園(駐車場に限る。) 千葉県立幕張海浜公園(日本庭園及び駐車場に限る。) 千葉県立柏の葉公園(体育館のうち競技場、貸ボート、総合競技場のうち競技場(共同使用の場合に限る。)、庭球場、野球場及び駐車場に限る。) 千葉県立北総花の丘公園(駐車場に限る。) 千葉県立長生の森公園(野球場、庭球場及びゲートボール場に限る。)
六十五歳以上の者が使用する 場合	千葉県立富津公園(水泳場の共同使用の場合に限る。) 千葉県立幕張海浜公園(日本庭園に限る。)

障害者（身体障害者、知的障害者又は精神障害者をいい、これらの者を介護する者を含むものとする。）が使用する場合	千葉県立富津公園（水泳場の共同使用の場合に限る。） 千葉県立青葉の森公園（駐車場に限る。） 千葉県立幕張海浜公園（日本庭園及び駐車場に限る。） 千葉県立柏の葉公園（駐車場に限る。） 千葉県立北総花の丘公園（駐車場に限る。）
--	---

追加〔平成二一年規則一五号〕、一部改正〔平成二四年規則二五号〕

別 記

第一号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第二号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第三号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・16年174号〕

第四号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・16年174号〕

第五号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・16年174号〕

第六号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第七号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・16年174号〕

第八号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第九号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第九号様式の二

追加〔平成16年規則174号〕

第九号様式の三

追加〔平成16年規則174号〕

第十号様式

（第七条）

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号・18年15号〕

第十一号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第十二号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第十三号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第十四号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第十五号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第十六号様式

一部改正〔昭和53年規則18号・平成11年89号〕

第十七号様式

（第十一条）

追加〔平成18年規則15号〕

第十八号様式

（第十二条）

追加〔平成18年規則15号〕